

医療保険福祉審議会 介護給付費部会（第15回）の議事次第

日時：平成11年7月26日(月)16:30～18:30

場所：厚生省7F 特別第1会議室

- 1 開会
- 2 介護報酬の基本骨格案等について
- 3 その他
- 4 閉会

介護保険施設の適切な選択について

1. 介護支援専門員に対する手引きの提示及びその周知徹底

(1) 手引きの内容

- ・運営基準上、要介護者が、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮することとされており、まず、在宅生活が可能かどうかという観点から検討して支援すべき旨を徹底するよう指導する。
- ・施設入所希望者に対し、各施設の対象者についての考え方を示し、施設の選択に資するための具体的な援助方針を示す。

【参考】 各施設の入所対象者の考え方

【介護老人福祉施設】（※介護老人福祉施設運営基準第6条第1項）

- ・身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な要介護者

【介護老人保健施設】（※介護保険法施行規則第20条）

- ・病状が安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや看護、介護を要する要介護者

【介護療養型医療施設】（※介護保険法施行規則第22条）

- ・病状が安定している長期療養患者のうち、カテーテル等を装着している等の常時医療管理が必要な要介護者（密度の高い医学的管理や積極的なリハビリテーションを必要とする者を除く）

(2) 介護支援専門員又は主治医による相談援助

- ・上記手引きを踏まえ、介護支援専門員が、主治医の意見書等を参考に利用者の施設選択について相談援助を行う。
- ・上記手引きにおいて示された施設選択の考え方を踏まえ、主治医が直接利用者に対して相談援助を行う。

2. 施設における在宅復帰の検討・支援

【介護老人福祉施設】（介護老人福祉施設運営基準第6条第5項～第8項）

- ・必要に応じて、居宅における日常生活の可否を検討し、退所に際しての適切な指導援助等を行う。

【介護老人保健施設】（介護老人保健施設運営基準第7条第5項～第7項）

- ・定期的に居宅における日常生活の可否を検討し、退所に際しての適切な指導援助等を行う。

【介護療養型医療施設】

- ・適時、療養の必要性について判断し、医学的に入院の必要がないと判断した患者に対しては、退院の指示を行い、退院に際しての適切な指導援助等を行う。（介護療養型医療施設運営基準第8条第5項及び6項）
- ・患者が当該施設サービスが必要でなくなったにもかかわらず退院しない場合の市町村への通知（介護療養型医療施設運営基準第21条）

3. 市町村（保険者）による保険給付の必要性判断

市町村は、指定介護療養型医療施設からの通知や、法第23条に基づく文書の提出命令等により把握した介護保険施設における退所の可能性の検討状況等を通じ、介護保険施設の入所者又は入院患者が法令に定める入所要件に該当しないと認める場合には、施設介護サービス費を、法第41条第2項を準用する法第48条第8項に基づく厚生省令で定めるところにより、必要と認める場合に限り支給する。（＝必要性の判断によっては、保険給付を行わないことができる。）

【厚生省令のイメージ】

市町村は、指定介護療養型医療施設からの通知や、介護保険施設における退所の可能性の検討状況等から、施設の入所者又は入院患者が、法令（介護保険法施行規則等）に定める入所要件に該当せず、かつ、以下のそれぞれに該当すると認める場合においては保険給付を行わないことができる。

- ・当該施設の利用者が明らかに在宅での生活が可能であると認められること
- ・自宅、ケアハウス、高齢者生活福祉センター等、他に適切な退所先が確保されていること
- ・退所後のケアプラン等を作成するなど、在宅での生活について適切な援助内容等が提示されていること

(参 考 条 文)

○在宅重視の基本理念

・介護保険法第2条第4項

「第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。」

・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

「指定居宅介護支援の事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。」

○介護老人福祉施設の定義及び入所対象者

・介護保険法第7条第21項

「この法律において「介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであつて、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、「介護福祉施設サービス」とは、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。」

・指定介護老人福祉施設の人員、設備、及び運営に関する基準 第6条第1項

「介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。」

○介護老人保健施設の定義及び入所対象者

・介護保険法第7条第22項

「この法律において「介護老人保健施設」とは、要介護者(その治療の必要の程度につき厚生省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第94条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。」

・介護保険法施行規則第20条

「法第7条第22項の厚生省令で定める要介護者は、病状が安定期にあり、介護老人保健施設において、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者とする。」

○介護療養型医療施設の定義及び入院対象者

・介護保険法第7条第23項

「この法律において「介護療養型医療施設」とは、療養型病床群等(…中略…)を有する病院又は診療所であつて、当該療養型病床群等(…中略…)に入院する要介護者(その治療の必要の程度につき厚生省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設をいい、「介護療養施設サービス」とは、介護療養型医療施設の療養型病床群等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療をいう。」

・介護保険法施行規則第22条

「法第7条第23項の厚生省令で定める要介護者は、病状が安定期にあり、介護療養型医療施設において、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者とする。」

○在宅生活の可否の検討及び移行への援助

(介護老人福祉施設)

・指定介護老人福祉施設の人員、設備、及び運営に関する基準 第6条第5項

「指定介護老人福祉施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環

境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討しなければならぬ。」

・指定介護老人福祉施設の人員、設備、及び運営に関する基準 第6条第7項

「指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のための必要な援助を行わなければならない。」

・指定介護老人福祉施設の人員、設備、及び運営に関する基準 第6条第8項

「指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。」

(介護老人保健施設)

・介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準 第7条第5項

「介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その他置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。」

・介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準 第7条第7項

「介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、退所後の主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。」

(介護療養型医療施設)

・指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 第8条第5項

「指定介護療養型医療施設の医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には、患者に対し、退院を指示しなければならない。」

・指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 第8条第6項

「指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、退院後の主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。」

○市町村への通知

・指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 第21条第1項

「指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを受けている入院患者が次のいずれかに擬等する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 指定介護療養医療施設サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退院しないとき。」

○文書の提出等

・介護保険法第23条

「市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者又は当該保険給付に係る(…中略…)施設サービスを担当する者(…中略…)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会させることができる。」

○市町村(保険者)の保険給付の必要性判断

・介護保険法第41条第2項

「居宅介護サービス費は、厚生省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。」

・介護保険法第48条第8項

「第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一项の規定は、施設介護サービス費の支給について、同条第八項の規定は、介護保険施設について準用する。(後略)

小規模の療養型病床群を有する医療機関における例外的取扱い

- 療養型病床群の医療保険適用部分については、要介護認定がなされている場合であっても医学的に入院が必要と判断されれば入院することが可能であるが、介護保険適用部分には、原則として要介護認定がなされた要介護者が介護保険の給付を受けることになる。
- こうした取扱いを行った場合、特に療養型病床群の許可病床数の少ない医療機関では、介護保険適用部分・医療保険適用部分の病室を男女別に少なくとも4病室用意する必要があり、緊急時等の対応が困難になる恐れがある。
- こうした緊急時の対応を行うため、療養病棟を1病棟のみ有する病院又は療養型病床群を有する診療所にあつては、医療保険適用部分が満床の場合に限り、介護保険適用の療養型病床群について、男女別を考慮し2病室以下（又は8病床以下）に限り、要介護状態でなくても医療保険から給付を行う取扱いを行うことが考えられる。
 （なお、1病室が4床を越える場合であっても、8床を越えての取扱いは認めないものとする。）

